

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇告 示 町等の区域の新設等(市町村振興課)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

都市計画の変更(〃)

開発行為に関する工事の完了(〃)

出納長の権限に属する事務の一部の委任について(会計課)

◇正 誤 平成八年八月九日付鳥取県告示第五百五十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図二に示す次の町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成八年十一月一日からその効力を生ずる。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

町の区域の表示

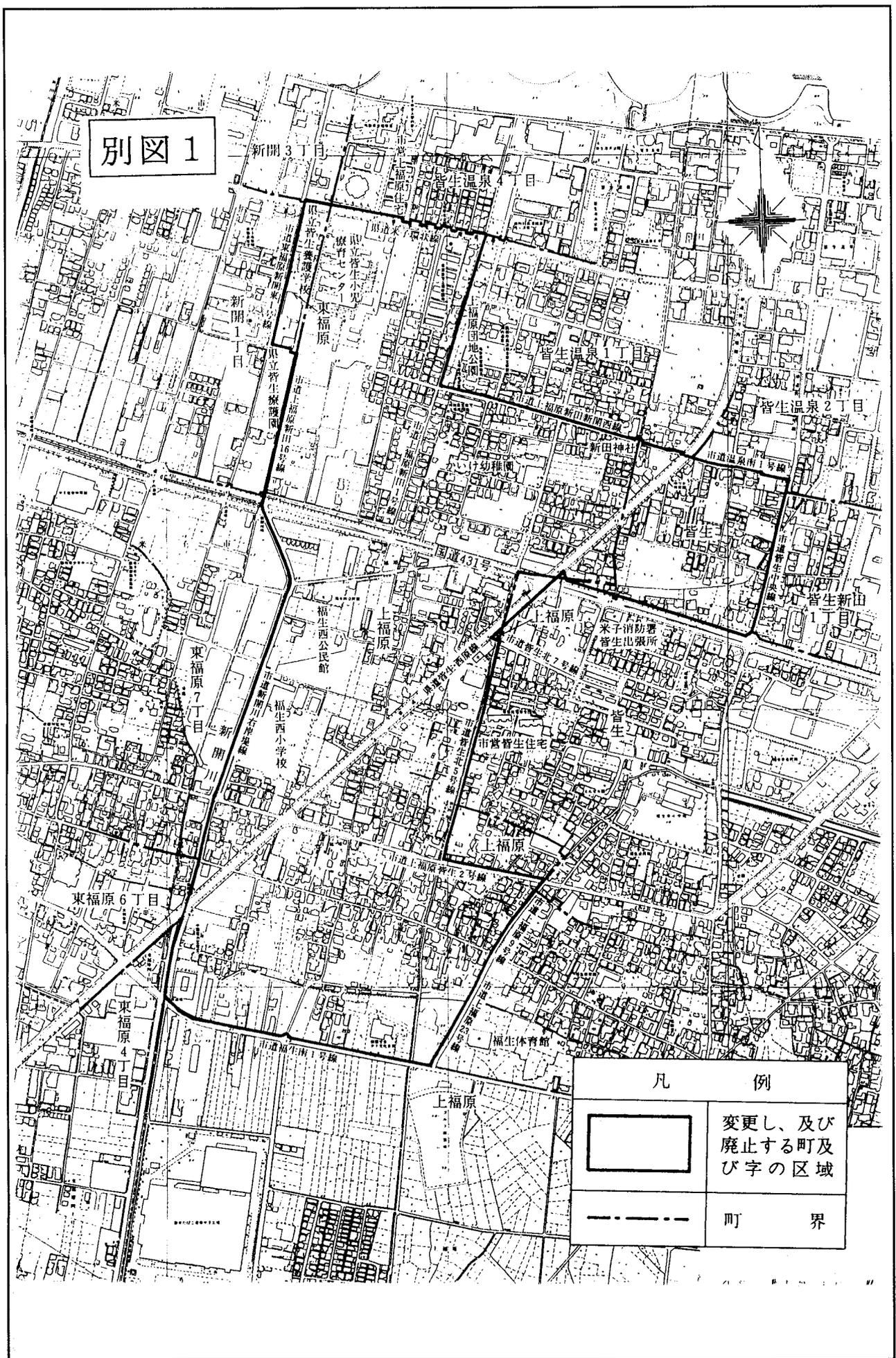
新たに画する
町の名称

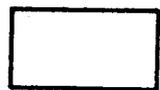
同上の区域の境界線(平成七年十一月十五日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。)

上福原三丁目

市道福生南一号線の北側線、上福原字北濱ノ三 一四六七の一〇の北筆界、西筆界、北筆界及び東筆界、市道福生南一号線の北側線、上福原字水貫と上福原字東北濱の境界線、上福原字南屋敷と上福原字東北濱の境界線、上福原字南屋敷と上福原字小北濱添の境界線、上福原字北濱屋敷と上福原字下場の境界線、上福原字北濱屋敷と皆生字西林ノ上の境界線、市道上福原皆生字二号線の北側線、上福原字北濱屋敷ノ二 一五五五の五の南筆界、上福原字北濱屋敷ノ二 一五五四の三の南筆界及び西筆界、市道上福原皆生字二号線の北側線、上福原字中大境一五二八の六、一五二七の八の各北筆界、上福原字中大境一五二七の八、一五二八の六の各西筆界、上福原字中大境一五二八の三の北筆界及び西筆界、上福原字中大境一五〇七の四の西筆界及び南筆界、上福原字中大境一五〇七の一七、一五〇七の一九の各西筆界、県道皆生字西原線の東側線、上福原字上大境と東福原四丁目の境界線、上福原字北濱ノ三と東福原四丁目の境界線

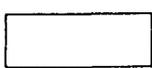
別図1



凡 例	
	変更し、及び 廃止する町及 び字の区域
	町 界

別図2



凡 例	
	新町名
	新町界

鳥取県告示第五百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大吹一四六二の三六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五三の五から一五三の七まで・一五四の六から一五四の八まで・一五五の八（以上七筆国有林）、一五五の七・一四九の二・一四九の四・一四九の七・一四九の九・字小林谷五四九の八・五四九の二四（以上七筆につい

て次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
平成木材株式会社 取締役会長 又 賀 清 一	鳥根県松江市殿町三八三
境港木材工業株式会社 代表取締役 松 本 功	境港市外江町三六五八
株式会社オカタ工藝 代表取締役 緒 方 幸 朗	大阪府東大阪市玉串町東三一五―七三

境港倉庫株式会社 専務取締役支配人 面 谷 敬	境港市外江町三七五四―三
井上木材有限公司 取締役社長 井 上 博 夫	鳥根県松江市竹矢町一七七―一
扶桑外材工業株式会社 代表取締役 足 立 聡	境港市外江町三七二―五
大山産業株式会社 専務取締役 押 本 祐 次	境港市明治町八四
北洋産業株式会社 専務取締役 米 田 幸 久	境港市外江町三六九―八

鳥取県告示第五百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・三号西品治田園線、三・三・四号停車場布勢線、三・四・二号末広古海線、三・四・四号上町松並線、三・四・八号宮下十六本松線、三・五・三号堀越覚寺線及び三・六・五号古海晩稲線

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・三・三号西品治田園線
変更する部分
鳥取市西品治字土手外ノ一、字土手下ノ一、字土手下ノ二及び字猿尾間ノ二
- 2 三・三・四号停車場布勢線
変更する部分
鳥取市古市字行徳廻土手ノ下及び幸町
- 3 三・四・二号末広古海線
変更する部分
鳥取市行徳二丁目、行徳二丁目、古市字木戸ノ外、字行徳廻土手ノ下及び字下新田並びに古海字下村土居下及び字上鷹津
- 4 三・四・四号上町松並線
変更する部分
- 5 三・四・八号宮下十六本松線
変更する部分
鳥取市天神町、幸町、行徳一丁目、行徳二丁目、古市字外新田、字木戸ノ外、字御柵之内、字行徳廻土手ノ下、字南八ツ口、字田之向、字島田、字上寺屋敷及び字塚之本、西品治字猿尾間ノ一、字猿尾間ノ二、字土手下ノ二、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ一、安長字埋立地及び字河原外並びに秋里
- 6 三・五・三号堀越覚寺線
変更する部分
鳥取市安長字埋立地及び字河原外、秋里、田島字土手外ノ一、松並町一丁目並びに松並町二丁目
- 7 三・六・五号古海晩稲線
変更する部分

鳥取市古海字上鷹津

鳥取県告示第五百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月二十五日 鳥取県指令鳥土維第千五百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字大道ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中 宣二

鳥取県告示第五百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成八年八月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の展覧会に係る出品料の収納事務

展 覧 会 名	期	日	会 場
鳥取県美術展覧会	平成八年	九月 八日から 同月 十七日まで	鳥取県立博物館
	平成八年	十月二十五日から 同月二十九日まで	倉吉歴史民俗資料館
	平成八年十一月	同月 二日から 同月 六日まで	
	平成八年 同年	九月二十三日から 十月 二日まで	米子 武道館

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 木 下 一 朝

主 任 梅 原 順 子

主 事 片 山 諒 一

三 委任期間

平成八年八月二十五日から同月二十八日まで

正 誤

鹿野温泉保護対策要綱(平成八年八月鳥取県告示第五百五十七号)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
一 下 一 (定裁) (定義)

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】